

豊田市認証保育所交付金交付要綱の留意点

豊田市認証保育所交付金交付要綱の運用において、次表に挙げる事項についてはその留意内容のとおりである。

分類	No.	留意内容
前提	1	当制度は定期的に変更・廃止を含んだ見直しを行っていきます。
保育を必要とする児童判定	1	第2条第2号中「子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号のいずれかに該当する者」とは別紙1『認証保育所の運用基準』（以下「保育実施基準」という。）により判定されます。なお、市が定める期日までに保育実施基準に示される保育に欠ける旨を証する書類等が提出されない児童及びその関係書類に不備がある児童は、同号中「保育を必要とする児童」に該当しないものとします。
	2	第2条第2号「保育を必要とする児童」は月極め児童（1月以上の利用期間又は入所終了時期が未定をもって利用決定している児童）を対象としています。園で定める月極め保育料を払っている児童を対象とします。よって、入園キャンペーン等で月極め保育料が発生していない、または、割引になっている児童は対象外とします。交付金算出上の「保育を必要とする児童数区分」における児童数には一時保育利用者（月極め児童でない児童）は含みません。なお、交付金算出報告される保育を必要とする児童については言うまでもなく保育記録、健康診断等の記録整備を要します。また、認証上、保育を必要とする児童以外の児童においても必要な記録を整備する必要があることも申し添えます。
	3	第2条第2号中「豊田市内に居住している者」は、原則、基準日時点で豊田市に住民登録されているものをいいます。しかし、特別な事情により住民登録せずに現に居住するものは別に示す「世帯状況申立書」をもって当規定に該当するものと取り扱います。
	4	第2条第3号中「保護者が当該施設の従業員等関係者」は児童からみた直系血族であるもの全てを示します。故に、父母が従業員でなく祖父母が従業員である児童はこれに該当します。
	5	第2条第3号中「保護者が当該施設の従業員等関係者」には、グループ企業の従業員も含まれます。
申請（変更申請）	1	第6条第2項「交付事業者は、前項の書類の添付に当たり保育を必要とする児童の費用負担を要する場合は、当該費用の全部又は一部を負担しなければならない。」とは『豊田市認証保育所保育を必要とする児童調書』の添付書類取得において、保護者の費用負担が発生する場合に、当交付金の一部をこれに充てていただくことを意味します。これによって、保護者の負担軽減を図っています。なお、その施設負担額は施設の運営に鑑み、施設が任意に定めることとします。
	2	第3条第2号にあるとおり、豊田市税に未納がある場合は、交付金交付を行いません。市税の未納の有無は、市が交付金申請者（施設設置者）の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認します。 ※市税とは市民税だけでなく、ほかの市税も含まれます。

	3	「保育を必要とする児童数区分」の基準日（10/1 又は当該年度 10/1 時点で豊田市認証保育所事業を行っていない施設（認証解除された施設含む。）は当該年度認証適用開始日）が施設の閉所日である場合、翌開所日を基準日とします。 例示) 10/1：閉所日、10/2：開所日で 10/2 入所開始の保育を必要とする児童は保育を必要とする児童数に含むことができる。
	4	基準日時点で「保育を必要とする児童」であるか否かは、いわゆる“ならし保育期間”を鑑み、その世帯における現に保育に欠ける状態の発生日（就労開始日等）の 6 開所日前の日から「保育を必要とする児童」として取り扱うことができます。 例示) ① 就労開始（世帯における保育に欠ける状態実発生日）：10/3 で 10/1 入所児童は、10/1 時点保育を必要とする児童数に含むことができる（その他の条件を満たす場合）。 ② 就労開始（世帯における保育に欠ける状態実発生日）：10/10 で 10/1 入所児童は、10/1 時点保育を必要とする児童数に含むことができない（10/10 の 6 開所日前の間に 10/1 が含まれない場合）。
	5	交付申請書に添付する「歳入歳出予算書抄本」は、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間の当該施設における収支を計上してください。なお、この期間が各施設の会計年度と異なる場合、お手数ですが当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間の収支を抜粋し当書類を作成してください。当書類の確認目的が交付金の過交付を防止することである旨を踏まえ適切な事務処理にご留意ください。
実績報告	1	実績報告時に添付する「歳入歳出決算（見込）書抄本」は、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間の当該施設における収支を計上してください。なお、この期間が各施設の会計年度と異なる場合、お手数ですが当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間の収支を抜粋し当書類を作成してください。当書類の確認目的が交付金の過交付を防止することである旨を踏まえ適切な事務処理にご留意ください。
交付	1	第 13 条に基づく概算払は、4 回の均等割りとし、1～3 回目の支払い時は 1 円未満の端数を切り捨て、最終回は交付決定額から既支払額を差し引いた額を支払うものとします。 年度途中で認証適用となった施設の概算払の方法については、市が個別に決定します。

#### 附 則

- 1 この内規は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この内規は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この内規は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この内規は令和 3 年 3 月 10 日から施行する。
- 6 この内規は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。